裁

決

審查請求人

処分庁 高松市福祉事務所長

上記審査請求人(以下「請求人」という。)から平成26年7月9日付けで提起された、平成26年4月4日付け生活保護変更申請のみなし却下処分(以下「本件処分1」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求1」という。)、同月7日付け保護変更申請のみなし却下処分(以下「本件処分2」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求2」という。)、同月9日付け保護変更申請のみなし却下処分(以下「本件処分3」という。)に係る審査請求(以下「本件を査請求3」という。)、同月15日付け保護変更申請のみなし却下処分(以下「本件処分4」という。)に係る審査請求(以下「本件を査請求4」という。)を係る審査請求(以下「本件処分4」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求4」という。)及び同月23日付け保護変更申請のみなし却下処分(以下「本件を登請求5」という。)に下「本件処分5」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求5」という。)



主文

本件処分1から本件処分5までを取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求1から本件審査請求5までの趣旨は、本件処分1から本件処分5までについて、その取り消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由の要旨は、審査請求書等によれば次のとおりである。

請求人は、県外にある医療機関の (以下「県外病院」という。)での を希望しており、処分庁に対し、上記のとおり五度の保護変更申請をしたところ、いずれも処分庁から文書による決定通知がなされないことから、平成26年7月1日施行の改正前の生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)24条第4項に基づき、処分庁が申請を却下したものとみなし、本件処分1から本件処分5までの取り消しを求め、本件審査請求1から本件審査請求5を行ったものである。

第2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

1. 本件処分1について

平成 26 年 4 月 4 日付けで、請求人が処分庁に対し、 のため、県外病院を受診したい旨の保護変更申請を法 61 条による届出書により行った。処分庁は、同日、診断会議に諮り、「主治医である 医師から指示があったわけでなく、あくまで請求人が希望するものであること」と判断し、県外病院の受診について認めないこととした。そして、同日、処分庁職員が請求人に、診断会議の結果を電話で伝えた。しかし、その後、処分庁は、保護申請却下通知書による請求人への通知をしていない。

2 本件処分2について

平成 26 年 4 月 7 日に来庁し、請求人が「「 の必要性がある」と の先生から言われました。その治療が の「 のら言われました。香川県内では、もう受診できる病院はありません。」と法 61 条による届出書に同日付けで記載の上、保護変更申請の目的で処分庁に提出した。これを受け、処分庁職員は「 を行う上で必要不可欠でかつ当該治療を行えるのは全国で しかない。」旨の の主治医(以下「主治医」という。)の意見書を持参すれば、再度、診断会議に諮ることを請求人に伝え、県外病院の受診を認めなかった。 同月 8 日にも請求人と処分庁職員が話し合い、処分庁職員から請求人に対し、主治医の意見書を持参すれば、再度、診断会議に諮ることを説明し、県外病院の受診を認めなかった。その後、処分庁は、保護申請却下通知書による請求人への通知をし



ていない。

3 本件処分3について

平成26年4月9日付けの「憲法第25条に基づく香川県外病院受診のための8度目のお願い」との文書を、請求人が保護変更申請の目的で処分庁に提出した。文書中には「県外病院受診のためのお願い」のほか、それまでの経緯、必要な意見書についての質問があった。その後、処分庁は、保護申請却下通知書による請求人への通知をしていない。

4 本件処分4について

平成 26 年 4 月 15 日に、請求人は主治医からの診療申請書を処分庁に提出した。 併せて、法 61 条による届出書に、主治医から、以前、生活保護受給者が診療申請 書の提出により処分庁から県外受診を許可されたと聞いた旨、また、厚生労働省からそのことを処分庁職員に伝えるよう言われた旨を同日付けで記載し、これを保護 変更申請の目的で処分庁に提出した。処分庁は同月 17 日に診断会議に諮り、診療申請書からは「「「「」」」 を行う上で必要不可欠でかつ当該治療を行えるのは全国で しかない。」とは読み取れないと判断し、 請求人の県外病院の受診を認められないこととした。しかし、その後、処分庁は、 保護申請却下通知書による請求人への通知をしていない。

5 本件処分5について

処分庁は、平成26年4月22日に、主治医に対し診療申請書の内容について問い合わせ、その結果、 を行う上で必要不可欠とは言えず、県外病院での受診もあくまで請求人が希望しているものであると判断した。また、 においても保険適用にで が可能であると判断して、これらを 踏まえ、翌23日、再度、診断会議に諮り、処分庁は請求人の県外病院の受診を認められないとした。そして、同日、請求人から処分庁に、請求人の申請に対する処分庁の書面による保護変更決定通知を求める説明願いが提出された。その後、処分 庁は、保護申請却下通知書による請求人への通知をしていない。

第3 判断

- 1 生活保護の医療扶助に係る変更申請等については、次のとおり法及び国の通知に その取扱いが定められている。
- (1) 法24条第1項に、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、 保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これ を通知しなければならない。」とあり、同条第5項に、「第7条に規定する者か

らの保護の変更の申請について準用する。」とある。

- (2) 生活保護法による医療扶助運営要領について(昭和36年9月30日社発第727 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第3-1-(2)に、「医療 扶助以外の扶助を受けている者が、医療扶助を申請する場合には、保護変更申請 書(傷病届)に所要事項を記載したうえ福祉事務所長に提出させること。」とある。
- (3) 局長通知第 3-2- (4) に、「福祉事務所長は、要保護者について医療扶助の開始、変更、停止または廃止(他法他施策の活用に伴い保護を変更、停止または廃止する場合を含む。)に関する決定をしたときは、一般の例に従い、保護決定通知書又は保護停止、廃止決定通知書により、申請者又は被保護者に対して通知すること。ただし、保護変更申請書(傷病届)に基づき医療扶助の開始又は変更に関する決定をしたときで、当該通知書により通知する必要がない場合には、適当な方法によることとして差しつかえないこと。また、申請却下の決定をしたときは、一般の例に従い、保護申請却下通知書により申請者に対して通知すること。」とある。
- 2 これらのことを踏まえ本件処分1から本件処分5までについて検討する。

請求人は、第2の1から5までのいずれの認定事実においても、県外病院の受診という保護変更申請の目的で処分庁に書類を提出していると判断できる。処分庁は、請求人との面接過程において、当該書類提出の趣旨を把握していて然るべきであり、局長通知第 3-1- (2) に基づき、保護変更申請書 (傷病届)に所要事項を記載したうえ処分庁に提出するよう指導すべきであった。

そして、処分庁は、保護実施機関として、法 24 条により、保護変更申請があった場合、保護の要否、程度等を決定し、請求人に対して書面をもつて、これを通知しなければならず、局長通知第 3-2- (4) によれば、申請却下の決定をしたときは、一般の例に従い、保護申請却下通知書により請求人に対して通知する必要があった。

しかし、処分庁は、第2の1から5までのいずれの認定事実においても、請求 人に対し保護申請却下通知書による通知をしていない。以上のことから、本件処 分1から本件処分5までのいずれも、法及び通知に基づき適正になされたと認め られず、違法不当であると言わざるを得ない。

第4 結論

本件審査請求1から本件審査請求5までは、理由があると認められるため、行政 不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第40条第3項の規定を適用し、主文のとお 平成 26 年 8 月 27 日

審査庁 香川県知事 浜 田 恵 造

